主な条例等

一般職の給料・期末手当・勤勉手当を減額（臨時会）

（賛成・全員）

給料は1級及び2級から6級の一部を除き0・1％減額、平成18年3月31日に受けていた給料月額を引き続き支給されている職員のその給料月額を0・41％減額、加えて6級で55歳を超えた職員の給料月額を1・5％減額、12月の期末手当0・15か月、勤勉手当0・05か月を減額する。平成22年12月1日から施行。

総務産業建設常任委員会提出の「大豊町議会基本条例」を全員賛成で可決

本町は過疎高齢化が進み、議員定数も平成23年2月20日の選挙で2人減って10人となる。議会は自らの創意工夫によって町づくりを行うに当たり、改めて町民の代表であることを十分認識し、公正性、透明性等、町民に開かれた議会及び町民参加を推進する議会を目指して活動するとともに、二元代表制を自覚し、変革していくためにも議会の最高規範として、この条例を基本に住民の目線にあった議会を築くことを目的として制定するものであり、平成23年3月6日から施行する。

この条例の特徴は

1　請願・陳情を**町民からの政策提案**として位置付け。

2　議会主催による町民や団体との**意見交換や議会報告会**を年1回開催。

3　重要な議案に対する議員の**態度（賛否）を公表**。

4　閉会中にかかわらず**町長に対して文書質問**。

5　議員の質問に対する町長や町職員の**反問権**の付与。

6　**政策形成過程**に関する資料の提出の努力義務。

7　議員相互間の**自由かつ達討議**の推進。

8　議員の**政治倫理**を明記。

9　**最高規範**として毎年検証。

※「反問権」とは、町長や町職員が議員の質問に対して、論点・争点を明確にするため逆質問することができる。

議員報酬を平成23年4月から10％削減前に戻す

（賛成8・反対3）

議員報酬の改正条例は、財政危機に伴い平成16年度から10％削減していたが、総務産業建設常任委員会が「近年の町議会選挙で立候補者が減少しているのは、議員職に転職した場合の議員報酬額が十分でなく、子育てをしている30～40代の政治参加の道が閉ざされている。議会を構成する議員も幅広い層の町民が議員となることを期待」、「次回選挙から議員定数が12人から10人となる」、「10％削減する前の報酬に戻しても、現行の年間議員報酬額よりも202万円減額となる」ことから、議長26万8千円（増額分2万7千円）、副議長21万4千円（同2万2千円）、委員長19万9千円（同2万円）、議員19万2千円（同2万円）とする。

反対討論

小笠原春行議員

平成21年度決算書の町債現残高（借金）は、約54億38百万と財政状況は依然と厳しいものがある。加えて、町職員の給与も平成22年12月から削減されている。まずは町議会基本条例を実践して住民の信頼を回復するのが先決で、時期尚早であり反対する。

大豊町ゆとりすと放送基本料金・加算料金の基準を改正

（賛成・全員）

放送依頼による放送料金の基準を原稿用紙での算定を廃止し、回数による算定のみとする。

大豊町公共施設整備基金条例を設置

（賛成・全員）

今後必要となる公共施設（役場本庁舎等）の整備に対応できるよう基金を設置する。

総務産業建設常任委員会委員5人・教育民生常任委員会委員5人に

（賛成・全員）

平成23年2月20日の選挙から施行される大豊町議会議員定数条例に基づき、議員定数が10人となるため、各常任委員会の定数を1減とする。

大豊町拠点観光施設管理の指定管理者決定

（賛成・全員）

「ゆとりすとパークおおとよ」と「大杉観光センター（道の駅大杉）」に、西日本高速道路エンジニアリング四国（株）（高松市）、「山荘梶ケ森・梶ケ森天文台」に（有）山中工業（南国市）を指定した。指定期間は、平成23年4月1日から平成26年3月31日まで。

三津子野地区簡易給水施設整備工事請負契約締結

（賛成・全員）

平成22年12月14日に指名競争入札した工事は、契約金額5、512万5千円で（株）中島工務店と請負契約の締結をすることに決定した。

意見書

総務産業建設常任委員長　山中　英榮

TPP（環太平洋連携協定）交渉に反対する意見書

政府は11月9日に、FTA・EPAへのわが国の取り組みが遅れているとの認識の下、センシティブ品目に配慮を払いつつ、全ての品目を自由化交渉対象とし高いレベルの経済連携を目指すことなどを内容とする「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定した。

この中で、例外なき関税撤廃を原則とするTPPに対しては、関係国との協議を開始することを閣議決定している。

米国やオーストラリアなど主要農産物輸出国が加わっているTPPに参加し、全ての農産物関税が撤廃されれば、わが国の食料・農業・農村に壊滅的な打撃を与えることは火を見るよりも明らかである。戸別所得補償等の国内対策で対応できるものではない。

食料自給率50％を目指すことなどを内容とし、今年3月に国家戦略として閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」の考え方とも大きく矛盾するものである。

本県においても水稲や畜産はほぼ壊滅し、野菜・果実等の生産も多大な影響を受けることが予想される。農業だけにとどまらず、一次産業全体の衰退、地域経済の疲弊等、高知県全体の社会的・経済的活力を減退させることになる。

TPP等をはじめとする自由化交渉は、農産物関税の撤廃だけの問題ではなく、人の移動やサービス分野等、あらゆる分野で「国を開く」ことを目的としている。これは、わが国の将来像に関わることであり、国民の十分な理解と共感の下に進められなければならない。

ついては、国土と産業の均衡ある発展のため、「例外なき関税撤廃を原則とするTPP交渉には参加しないこと」、「各国・地域とのFTA・EPA交渉においては、食料自給率が極端に低い現状や、将来の食料需給に関する国民の懸念、国土の保全等に十分配慮し、農林水産物の例外品目の確保、十分な国内対策等、国内の関係品目に影響が生じないよう対応すること」を内閣総理大臣等へ要望する。

（賛成・全員）

米価大暴落に歯止めをかけるための意見書

農林水産省は、米戸別所得補償モデル事業によって米の需給は均衡し米価は安定するとしてきたが、相対価格は下落を続け、22年産の9月の相対価格は前年を14％、2、000円も下回る事態に至っている。

各地のJAが示した概算金は1万円程度、中には7千円台という驚くべき水準で、農家に衝撃を与えている。いま農村では、農家があまりにも安い米価に失望し、無策で冷淡な政府の姿勢に憤りを募らせている。こうした事態を生み出した最大の原因は、戸別所得補償を口実に「価格対策はとらない」と公言してきた政府の姿勢にあることは明らかである。

この数年来、生産費を大幅に下回る米価が続いている中で、生産者の努力は限界を超えており、かつて経験したことのない米価の下落が、日本農業の大黒柱である稲作存続の土台を破壊し、それはまた国民への主食の安定供給を困難にし、政府が進める米戸別所得補償モデル事業さえも台なしにするものと考える。

私たちは、米の需給を引き締めて価格を安定・回復させるためには、政府が年産にかかわらず、過剰米を40万トン程度、緊急に買い入れることが最も効果的であると考える。米価下落対策として、直ちに40万トン程度買い入れを行うことを内閣総理大臣へ要望する。

（賛成・全員）

地方整備局並びに出先事務所の廃止に反対する意見書

平成22年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱では、国の出先機関は原則廃止とされているが、都市と地方との格差の是正が今、大きく叫ばれる中で、国の出先機関の安易な廃止を行えば、国土の保全や整備という基本的な事柄にまでも格差が広がり、事業の遅延や維持管理水準の後退が懸念されることから、等しくサービスの維持を図るためにも、地方の現状を十分に把握し広域的観点から議論すべきである。

特に、税財源に乏しく、高速道路や国道、県道などの社会資本整備が根本的に遅れている高知県においては、災害時に必要な幹線道路の緊急復旧、大規模な河川・砂防施設の機能確保などは継続的かつ広域的に対応することが必要であり、引き続き国が行うべきであるし、国が行うことでより迅速に対応することが可能である。

さらに、地方整備局や河川国道の各事務所で実施してきた事業やその役割は継続して実施していくことで、国民・住民の安全で安心な生活を確保し、産業基盤を揺るぎないものとするためにも重要である。

国と地方の役割を明確にする見直しも必要であるが、地方の切実な願いである「命の道」を確保するためには国の直接的な支援が必要不可欠であり、そのためにも地方整備局並びに出先事務所の廃止に反対するものであり、「今後、必ず発生する東南海・南海地震による大規模災害対策及び台風災害など、県及び市町村では解決できない災害対策や国民の生命・財産を守るために必要な事業については、引き続き国がその責任において実施すること」、「本県の遅れている社会基盤のネットワーク整備については、国の責務において実施すること」、「住民の安全・安心な生活を脅かし、地域間格差の拡大につながる直轄事業の地方移譲及び地方整備局並びに出先事務所の廃止は行わないこと」を内閣総理大臣等へ要望する。

（賛成・全員）

免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで農林家の経営に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正によって、このままでは平成24年3月末で廃止される状況にある。

免税軽油とは、道路を走らない機械に使う軽油については軽油引取税を免税するという制度で、道路を走行しない農林業用の機械や漁船で使用する場合等に、申請すれば免税が認められてきたところである。

免税軽油制度がなくなれば、今でさえ困難な農林業経営への負担は避けられず、農林業経営への影響は深刻である。制度の継続は、地域農林業の振興と食料自給率を向上させる観点からも有効であり、その継続が強く望まれている。

よって、国においては、免税軽油制度を継続するよう内閣総理大臣等へ要望する。

（賛成・全員）